

主要国入国要件早見表

最終更新：2025/05/9

- 掲載条件：日本国籍／日本発着／短期商用目的の渡航
- ビザ(査証)なしで入国できる国であっても、目的内容によりビザが必要な場合あり(非営利目的=不要、営利目的=必要など)

アメリカ大陸							
渡航国	パスポート 必要残存期間	ビザ(査証) 要否	無査証滞在 (可能な場合は期間)	電子渡航認証 要否	出入国カード 要否	税関申告書 要否	備考
アメリカ	滞在日数	×	90日	●	×	○	・出国用航空券が必要。査証免除プログラム条件を満たすこと。IC旅券が必要。 注意喚起：米国における外国人登録義務等の厳格化について 18歳以上の外国人は、国土安全保障省（DHS）が発行する登録証明書（I-94、就労許可証（EAD）、グリーンカード等）を常時携帯する義務が生じます。 I-94のリンク ▶取得 最新のI-94
カナダ	滞在日数+1日	×	6か月	●	×	○	
メキシコ	滞在日数	×	180日	×	○	×	入国目的や滞在期間等を疎明する資料（インビテーションレター）を準備・携行を推奨。 必要項目：氏名/生年月日/性別/旅券番号/入国日/入国使名/入国空港/入国目的/滞在期間/各社担当者の連絡先（電話番号）
ブラジル	滞在日数	×	90日	×	×	×	・合計滞在日数は過去12ヵ月間に180日を超えないこと ・パスポート未使用査証欄は見開き2頁必要。出国用航空券、滞在費用証明を求められる場合あり。

ヨーロッパ							
渡航国	パスポート 必要残存期間	ビザ(査証) 要否	無査証滞在 (可能な場合は期間)	電子渡航認証 要否	出入国カード 要否	税関申告書 要否	備考
シェンゲン協定加盟国	滞在日数+3か月	×	※1	※2	※3	×	※1 あらゆる180日間に最大90日の滞在が可能(オーストリア：6か月、ポーランド：90日) ※2 European Travel Information and Authorisation System(ETIAS)導入は2025年予定
イギリス	滞在日数	×	6か月	●	×	×	2025/1/8入国よりETA開始。出国用予約済航空券、滞在費用証明が必要
ロシア	滞在日数+6か月	●	-	×	○	×	・外務省よりロシア全土に 渡航中止勧告(レベル3) 及び 渡遊勧告(レベル4) の危険情報が発出中 ・パスポート未使用査証欄は見開き2頁以上必要。出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合がある。
アラブ首長国連邦	6か月	×	30日	×	×	×	・パスポート未使用査証欄は見開き2頁以上必要 ・入国時、出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合あり

アジア・オセアニア							
渡航国	パスポート 必要残存期間	ビザ(査証) 要否	無査証滞在 (可能な場合は期間)	電子渡航認証 要否	出入国カード 要否	税関申告書 要否	備考
中国	6か月	※	30日 (2024年11月30日～)	×	○	×	※短期滞在査証免除措置期間：2024年11月30日～2025年12月31日 渡航目的：商業・貿易活動、観光・親族訪問・交流訪問 及び 通過目的で中国に入国する場合 (渡航目的は現地受入先等へ確認の上、現地ビザ免除条件を満たさない場合は、引き続き入国前にビザを取得する必要あり)
台湾	滞在日数	×	90日	×	●	×	・出国用予約済航空券必要 ・宿泊先証明、滞在費用証明、台湾側の関係者の連絡先の提示を求められる場合あり ※2025/3/10現在、入国書類の機内配布がない場合があるためオンラインでの事前登録推奨
香港	滞在日数+1か月 ※1	×	90日	×	○	×	・出国用予約済航空券必要 ※1 滞在日数が1か月以内は滞在日数+1か月。1か月以上の場合は入境時3か月以上
韓国	3か月	×	90日	※	○	○	※2023/04/01～ 2025/12/31 の間、日本を含む22か国・地域に対し一時的に電子渡航認証（K-ETA）の登録免除
タイ	6か月	×	30日 (観光は60日) (2024年07月15日～)	×	● ※デジタル到着 カード (TDAC)	×	1. 2024/01/01～2026/12/31の期間、日本国籍は商用ビザ免除 必要書類：Invitation letter/Certification letter/Appointment letter等の商用目的を証明できる書類 ・書類は会社のシタヘット入り。宛名はタイ入国管理局宛て、原本、コピー、PDFもしくはスマホ画面問わず ・書類は以下を含む事が必須：1.会社の住所と連絡先 2.渡航者の氏名 3.入国目的 4.入国日 5.出国日 6.滞在期間 7.社印・社判・角印のどれかが捺印されていること 8.タイ商務省発行の会社登録簿謄本に名前が記載されている代表者(サイン権保有者)の署名、もしくは代表者(サイン権保有者)から委任を受けている者の署名入り 2. 2025年5月1日午前0時よりタイ王国に入国するすべての非タイ国籍者は、陸路、海路、空路を問わず、TDACをオンラインで完了しなければなりません。 タイ到着の3日前から（到着日含む）TDACオンラインにて登録し、提出してください。
シンガポール	6か月	×	30日	×	●	×	電子入国カード「SG Arrival Card」事前登録必須（シンガポール到着日3日前から登録可能）
ベトナム	6か月	×	45日	×	×	×	業務目的入国で現地での報酬を伴う場合は、ビザなし入国不可
インドネシア	6か月	●	※ (アライバルビザ取得要)	×	×	● ●	・アライバルビザ必要（オンラインで事前取得可能） ・電子税関申告書の事前登録が必要（到着2日前から申請可能）、事前登録で取得した QRコード を税関職員に提示 ※2024/08/29よりインドネシアに入国する海外渡航者（フライト乗務員、乗客）へ、SATUSEHAT Health Pass（ https://sshp.kemkes.go.id/ ）による健康状態及び渡航歴を電子自己申告フォームで入力する事が義務化 ● インドネシア運輸省航空総局 H P ： https://hubud.dephub.go.id/hubud/website/berita/4669
インド	※	●	-	×	○	×	※ビザ申請時6か月以上必要 ・ビザ必要（オンラインにてeVisa取得可能）
フィリピン	6か月	×	30日	×	●	×	電子入国カード「eTravel」事前登録必須 (出発72時間前から登録可能)
マレーシア	6か月	×	90日	×	●	○	電子入国カード「デジタルアライバルカード」事前登録必須。入国時に登録内容の提示推奨。 (入国3日前から登録可能)
バングラデシュ	6か月	○	-	×	○	○	
オーストラリア	滞在日数	×	3か月	●	○	○	電子渡航認証システム(ETAS)登録必須（ビザ保有者を除く） <ETA申請専用アプリでのみ申請可能>
渡航国	パスポート 必要残存期間	ビザ(査証) 要否	無査証滞在 (可能な場合は期間)	電子渡航認証 要否	出入国カード 要否	税関申告書 要否	備考

情報ソース：

海外安全ホームページ | 外務省

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

▼該当国情報の掲載がない場合：

海外安全情報 | 海外安全ホームページ | 外務省

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

※上記リンク先ページより該当国を選択「安全対策基礎データ」 「査証、出入国審査等」にて情報を確認ください。

※最新・正確な情報の収集に努めておりますが、全ての情報を網羅している訳ではありません。

※各情報は流動的な為、予告なく変更となる事がございます。

※フライトに搭乗拒否または渡航先で入国拒否された場合も、当社は一切その責任を負いかねます。